

平成 28 年 6 月 13 日

日本税理士会連合会
会長 神津 信一 殿

全国青年税理士連盟
会長 福島 重典
東京都渋谷区千駄ヶ谷 5 - 2 1 - 1 2
代々木リビン 4 0 1 号
電話 0 3 - 3 3 5 4 - 4 1 6 2

改正税理士法第 3 条第 3 項に定める研修の指定のあり方についての要望書

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

日頃は当連盟の活動に深いご理解をいただき誠にありがとうございます。

去る 6 月 7 日付貴殿コメント「公認会計士への税理士資格付与に係る国税審議会による税法研修の指定について」(貴会ホームページより)のとおり、6 月 3 日に国税審議会税理士分科会(以下、「分科会」という)が開催され、改正税理士法第 3 条第 3 項(以下、「改正法第 3 条第 3 項」という)に定める研修の指定について、その方向性が決定されました。

貴殿はこの決定につき、『公認会計士に係る税理士資格付与の見直しについて、公認会計士の税務に関する専門性の向上につながるものとして一定の評価をするものであります。』とコメントされています。しかしながら、今般の「分科会」が決定した研修指定の方向性は、一定の評価どころか全くもって評価に値するものでなく、むしろ法改正の趣旨をご理解されていないゆえのコメントと考えます。

そもそも日本公認会計士協会及び一般財団法人会計教育研修機構が運営する実務補習の目的は、公認会計士法第 16 条 1 項によれば「実務補習は、公認会計士試験に合格した者に対して、公認会計士となるのに必要な技能を修習させるため」であり、実務補習規程第 1 条において「この規程は、当法人が公認会計士試験合格者に対し、公認会計士となるのに必要な品位及び識見、専門的知識、専門的技能を養成するために行う実務補習の実施に関し、必要な事項を定める。」とされていることを勘案すれば、実務補習の目的に「税理士として必要な知識や学識の習得が含まれていないこと」は明らかです。

このような目的にもかかわらず、その実務補習の「内容面」につき何ら検討・評価を加えることなく、「形式面」(例えば、税法関係の考査全 10 回中の 2 回分の合格基準について、従来の各回 4 割以上に加え税法科目合計で 6 割以上という基準が追加など)を整えたことをもって税理士試験との同等性を確保、ということは全く根拠がないばかりか、税理士制度の信頼性向上に資するために行なわれた税理士資格の自動資格付与廃止という法改正の趣旨からも乖離する可能性があります。

当連盟におけるあるべき資格取得制度としては「税理士試験に合格した者のみに対して税理士資格を付与」という立場に変わりありませんが、かつて貴会がこの改正法第 3 条第 3 項について、いわゆる確認書締結時に「(この改正により)公認会計士であっても税理士登録ができない公認会計士ができるようになった。よって、自動付与は廃止」「(改正前と)何ら変わりがなかったら法律を改正する必要はない」という説明(平成 25 年 12 月 9 日、貴会との懇談会にて)がなされていたことを鑑み、今回の法改正の趣旨が貫徹されるよう以下の内容を要望致します。

< 要望事項 >

今般の分科会で決定した方向性で税法に関する研修を指定した場合、公認会計士への税理士資格自動付与は従前と何ら変わらない。よって、貴会におかれましては速やかに分科会に対し、「税法に関する研修を指定しないこと」を求めることを要望する。

以上